

# 鳥取縣公報

## 縣會告示

### ◇鳥取縣會告示第二號

鳥取縣會政務調查會規程を次のように定める。

昭和二十三年二月五日

鳥取縣會議長 中 田 吉 雄

### 鳥取縣會政務調查會規程

第一條 鳥取縣會に政務調査會（以下單に本會という）を置く

第二條 本會は縣政に關する調査研究を行い縣政諸般の施策に對する基本方針を樹立する

第三條 本會は縣會議員全員を以てこれを組織する

第四條 本會に會長一名副會長二名常任幹事若干名を置く

第五條 會長は本會を統轄する

昭和二十三年二月五日  
號 外

木曜日

本書ノ大キサハ國定規格A列

副會長は會長を補佐し會長に事故があるときはこれを代理する

常任幹事は本會の運営にあたる

第六條 會長副會長常任幹事は全体會議において議員の互選とする

第七條 本會に次の機關を設ける

一、全体會議

二、常任幹事會

三、専門委員會

第八條 全体會議は議員全員を以て構成し毎月一回會長が招集する。但し會長が必要と認めるときは臨時に招集することができる

第九條 常任幹事會は會長副會長常任幹事を以て構成し毎月一回以上會長が招集する

第十條 専門委員會は總會の決議により委任された事項

の處置にあたる  
専門委員はその都度全体會議において議員の互選とす  
る

第十一條 常任幹事會及専門委員會の経過並びに決定事  
項は全体會議に報告しその承認を必要とする

第十二條 本會に特別調査員を置くことができる特別調  
査員は全体會議の決議を経てその都度會長が委嘱する

第十三條 この規程に規定するものゝ外は地方自治法、  
鳥取縣會會議規則及鳥取縣會委員會條例の定むるとこ  
ろによる

附 則

この規程は公布の日からこれを施行する

昭和二十三年二月五日印刷  
昭和二十三年二月五日發行

鳥取縣公報

(昭和四年四月十五日)  
第三種郵便物認可

發行所 鳥取縣鳥取市東町取  
鳥取市東町取  
鳥取縣  
鳥取市東町取  
鳥取縣  
鳥取市東町取  
鳥取縣  
鳥取市東町取  
鳥取縣